

これまでの新型コロナウイルス感染症対応等をふまえた 今後の雇用施策の方向性

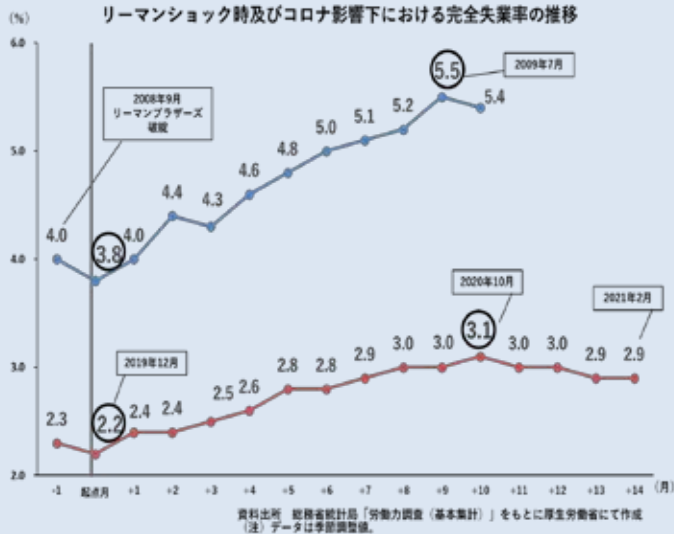
令和3年4月13日
田村臨時議員提出資料

新型コロナウイルス感染症の影響下の雇用施策の現況

雇用調整助成金の特例等により完全失業率の上昇を抑えるとともに、在籍型出向による人材活用の支援、特定の業種・職種等への影響等を踏まえた柔軟な職業訓練、早期再就職支援等の施策を講じてきた。

情勢

〇 雇用調整助成金や休業支援金等の雇用維持支援策により、リーマンショック時に比べ、**完全失業率の上昇は抑制**



〇 飲食・宿泊などの**特定の業種や非正規雇用労働者の雇用者数が減少**、休業・シフト減による**労働時間が減少**

- 〇 産業別雇用者数（2020年平均）（前年差）
 - ・ 宿泊業、飲食サービス業 339万人（▲25万人）
- 〇 雇用形態別雇用者数（2020年平均）（前年差）
 - 正規雇用労働者 3529万人（35万人）
 - 非正規雇用労働者 2090万人（▲75万人）
 - （うち女性非正規雇用労働者 1425万人（▲50万人））
- 〇 月間総実労働時間（2020年平均）（前年差）
 - ・ 調査産業計
 - 一般労働者 160.4時間（▲4.4時間）
 - パートタイム労働者 79.3時間（▲3.8時間）
 - ・ 宿泊業、飲食サービス業
 - 一般労働者 160.0時間（▲20.0時間）
 - パートタイム労働者 64.2時間（▲8.2時間）

資料出所 総務省「労働力調査（基本集計）」
厚生労働省「毎月労働統計調査」

〇 「より良い条件の仕事を探すため」の転職減等により**転職者数は減少**（潜在的な労働需給のミスマッチが拡大）

- 〇 「より良い条件の仕事を探すため」の転職者数の推移
 - カッコ内は転職者数全体
 - ・ コロナ影響下

127万人	113万人	（▲14万人）
（351万人）	（319万人）	（▲32万人）
（2019）	（2020）	（2019との差）
- 〇 リーマンショック時も減少

116万人	90万人	（▲26万人）
（335万人）	（320万人）	（▲35万人）
（2008）	（2009）	（2008との差）

資料出所 総務省「労働力調査（詳細集計）」

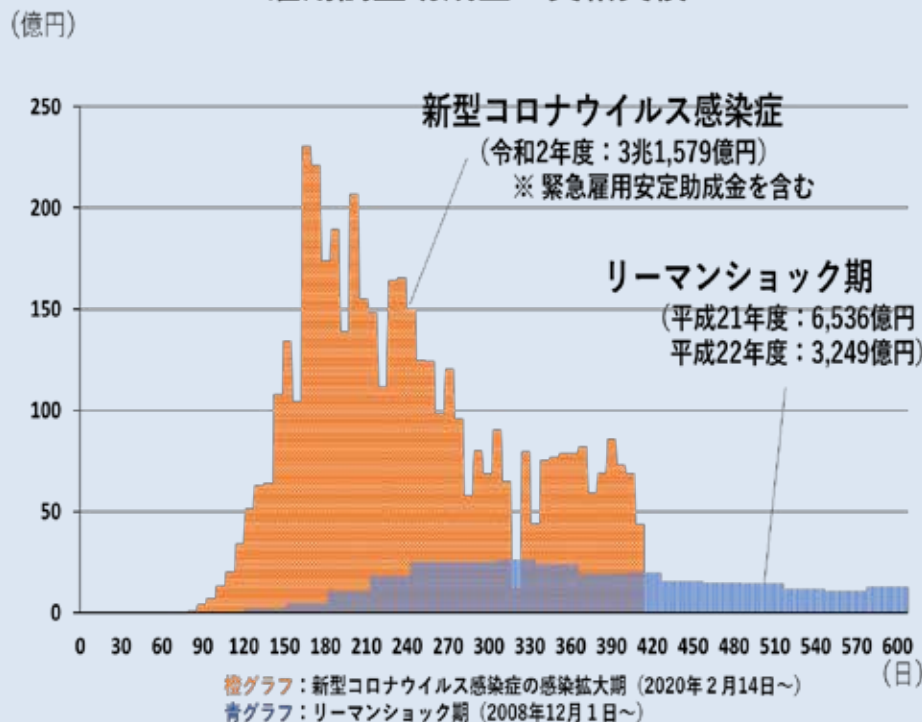
講じてきた雇用施策等

- 〇 雇用調整助成金の特例措置や休業支援金による雇用維持支援
- 〇 緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金の支給等による生活に困窮された方への支援
- 〇 これに加え、状況を踏まえた対策を逐次実施
 - ・ 在籍型出向による人材活用の支援
 - ・ 転職ニーズや異なる仕事へのチャレンジに対応するためのデジタル分野での対応の推進含め、職業訓練の内容・期間の多様化・柔軟化
 - ・ 非正規雇用労働者も含め、就労経験のない職業に就くことを希望する者をトライアル雇用する事業者への支援
 - ・ 人手不足分野である介護・障害福祉分野への就職支援

雇用調整助成金等の雇用維持支援への多額の支出により、**雇用保険財政は逼迫しつつある。**

④ 約3兆円とこれまでに前例のない規模で雇用調整助成金を支給

雇用調整助成金の支給実績

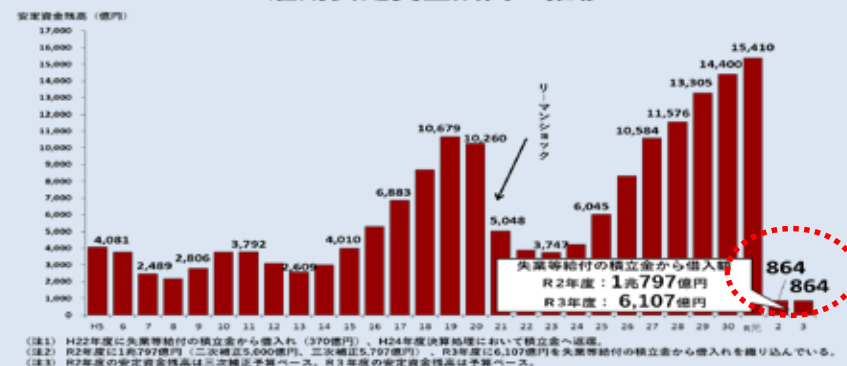


(注) 始点は特例給付の開始時点。

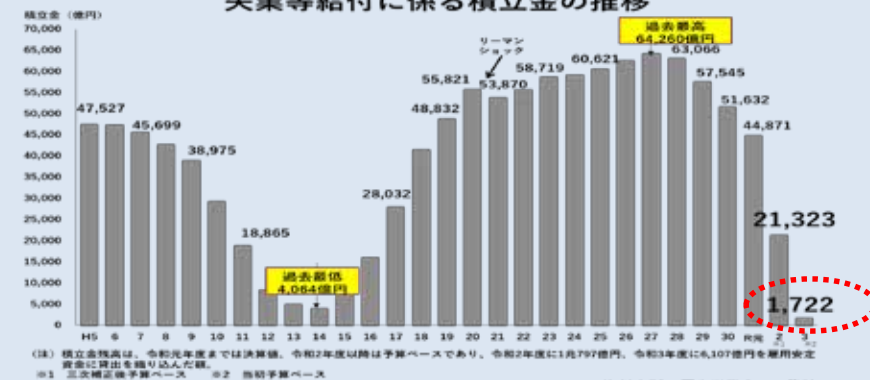
④ 雇用調整助成金の財源(1)や失業等給付の積立金(2)の残高は著しく減少

1 雇用安定資金残高 2 雇用調整助成金の財源として貸出し

雇用安定資金残高の推移



失業等給付に係る積立金の推移



資料出所 厚生労働省にて集計

これまでの新型コロナウイルス感染症対応等をふまえた今後の雇用施策の方向性

- ★ 雇用調整助成金の特例等を活用した雇用維持を図りつつ、特例の水準については雇用情勢が大きく悪化しない限り段階的に縮減する一方、新たな分野への円滑な労働移動への支援を展開

- ★ 在籍型出向を活用した人材活用、柔軟な訓練やデジタル分野の離職者訓練強化、早期再就職支援等のこれまでの新型コロナウイルス感染症の影響下の施策について、進捗管理を適切に行いながら、効果的に実施



- ★ 講じた施策の評価を行い、今後の施策の在り方に反映

- ★ 非正規雇用労働者等へのセーフティネットである求職者支援制度の在り方と財源の検討

- ★ 雇用保険のセーフティネット機能の十分な発揮のため、今後の労・使・国の財源負担の在り方の検討

- ★ 雇用保険の教育訓練給付のIT分野の講座充実など関係府省と連携した人材開発の推進

- ★ 上記に加え、労働市場や働き方をめぐる課題への対応
 - ・マッチング機能を高めるための労働市場のルールの整備や官民連携の推進
 - ・コロナ下で広まったテレワーク等の柔軟な働き方の定着等

參考資料

コロナ禍における在籍型出向の活用による雇用維持への支援について

制度概要

- 〇 産業雇用安定助成金により、出向元と出向先の双方の事業主に対して、出向に係る経費を助成
- 〇 産業雇用安定センターにおいて、在籍型出向による雇用の維持に向けたマッチングを支援
- 〇 全国・各都道府県において、労使団体や行政機関等を構成員とする在籍型出向等支援協議会を開催

【支援の内容】

産業雇用安定助成金の創設・活用促進(令和2年度第三次補正予算、令和3年度当初予算)

日額上限(1人1日当たり)：12,000円 助成率：最大9/10 等

産業雇用安定センターによるマッチング支援体制の強化(令和2年度第三次補正予算、令和3年度当初予算)

出向等支援協力員の増配置を措置

在籍型出向等支援協議会の開催

全国・各都道府県において協議会を開催し、在籍型出向の情報やノウハウ・好事例の共有、送出/受入企業開拓等を推進

実績：産業雇用安定センターにおける送出/受入成立件数

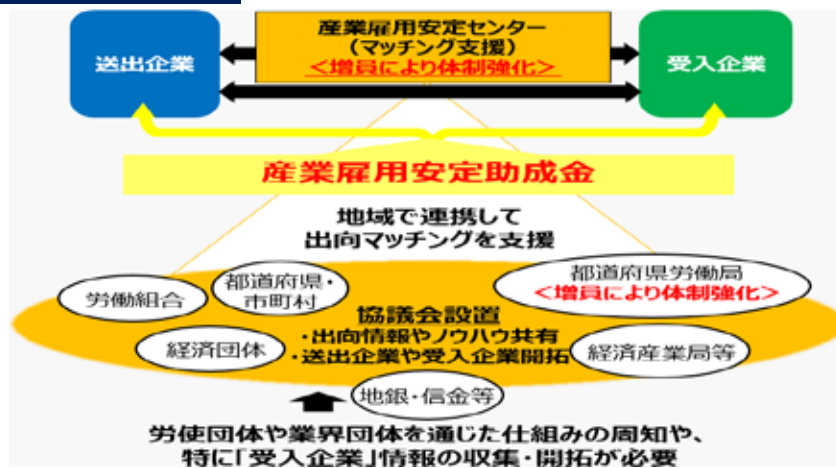
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (2月まで)
送出件数	13,963	13,453	12,906	13,853	15,675	16,792
受入成立件数	8,559	8,181	8,606	8,641	9,417	9,652

送出し件数は、人材を送り出す側の企業から産業雇用安定センターに登録された件数。
受入成立件数は、人材を受け入れる側の企業が産業雇用安定センターのあっせんにより
出向・移籍を受け入れた件数。

出向の月別成立の推移



各制度の連携



今後の方向性

- 〇 全都道府県において在籍型出向等支援協議会を開催
 - ・開催済(3月29日まで) 11労働局
 - ・今後開催(開催日決定) 7労働局
 - ・今後開催(開催日調整中) 29労働局
- 〇 同協議会等を通じた在籍型出向の活用促進
- 〇 在籍型出向の事例の収集・共有等

新型コロナウイルス感染症にかかる職業訓練の特例措置について

【制度概要】

- 求職者支援制度は、再就職や転職を目指している方に無料の職業訓練を提供するもの
- また、収入要件等を満たす場合、月10万円の生活支援の給付
- 公共職業訓練は、基本的に雇用保険被保険者が、給付を受けながら訓練を受講するもの

【特例措置の内容】

職業訓練受講給付金の収入要件の特例措置（令和3年9月末までの時限措置）

月收入8万円以下 シフト制で働く方等は月收入12万円以下に引き上げ

職業訓練受講給付金の出席要件の緩和（令和3年9月末までの時限措置）

働きながら訓練を受ける場合に出勤日を病気や子どもの看護等と同様にやむを得ない欠席とする（訓練実施日の2割まで）

就職に役立つ求職者支援訓練・公共職業訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化（令和3年度末までの時限措置）

訓練期間・時間の短縮、オンライン訓練の設定促進など

目標：求職者訓練5万人(倍増)うち給付金受給者2.5万人 公共職業訓練15万人(1.5倍)

目標達成に向けた取組

- ① **積極的な訓練の周知・広報、受講の働きかけ**
 - ・ 訓練受講の積極的な働きかけ（政府広報、業界団体や労働組合を通じた働きかけなど）
- ② **ハローワーク（コロナ対応ステップアップ窓口）での個別・伴走型の就職支援**
 - ・ 見学ツアーの実施、的確な訓練コースのあっせん
 - ・ 個人計画による就職支援、個人にあった求人の開拓 など
- ③ **ニーズの高い訓練コースの設定促進**
 - ・ 介護やIT分野など求人・求職ニーズの高い分野の訓練コースの設定促進

雇用保険制度による新型コロナウイルス感染症への対応及び雇用保険財政の現状

【雇用保険制度によるこれまでの対応】

- 雇用維持（失業予防）を目的とする雇用保険二事業として、雇用調整助成金の特例、休業支援金を実施しており、失業率の大幅な悪化はみられない。
雇用保険被保険者ではない方についても、全額一般会計により支援。
- こうした対応のため、特例的に、雇用調整助成金等の経費に対する雇用保険の積立金からの借入れ（令和3年度末までの累計1.7兆円見込み）、一般会計からの繰入れ（同1.1兆円見込み）を実施。
これにより、令和3年度末において、雇用保険の積立金・雇用安定資金の残高は著しく減少。

単純な休業から労働力の活用に資するよう、産業雇用安定助成金の創設、求職者支援制度・公共職業訓練における対応を実施するなど新型コロナウイルス感染症の対応に万全を期しつつ、雇用面でのセーフティネットの根幹をなす雇用保険財政の再建も急務。

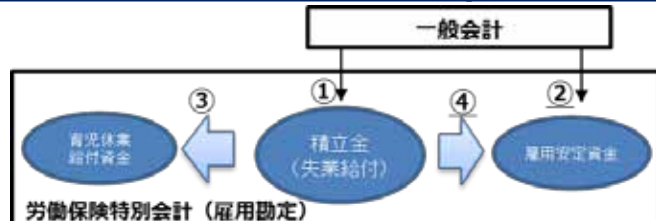
雇用調整助成金の支給実績と失業率の動き

	新型コロナウイルス感染症禍	リーマンショック時
支給実績 (支給決定額)	3兆1,579億円 (令和2年度) 緊急雇用安定助成金を含む	6,536億円 (平成21年度) 3,249億円 (平成22年度)
失業率の動き	2.4% (令和2年2月) →2.9% (令和3年2月)	4.1% (平成20年8月) →5.4% (平成21年8月)

(参考) 諸外国の状況 (令和2年2月 最新の公表値)

- ・アメリカ：3.5% 6.2% (最大14.8%)
- ・イギリス：4.0% 5.0%
- ・ドイツ：3.6% 4.8%

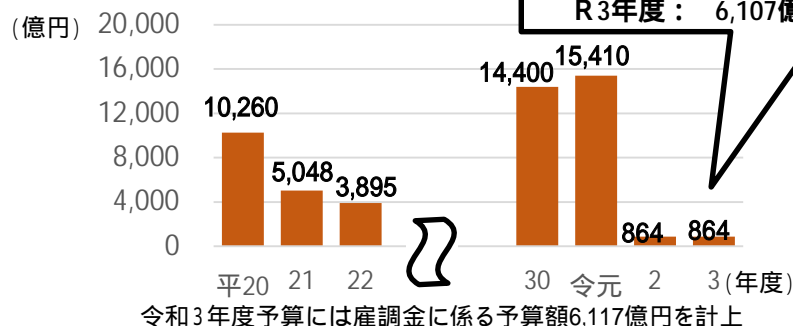
雇用保険特例法による財政運営の特例 (令和2・3年度)



失業等給付に一般会計から繰り入れ可能
育休給付に積立金から借入れ可能

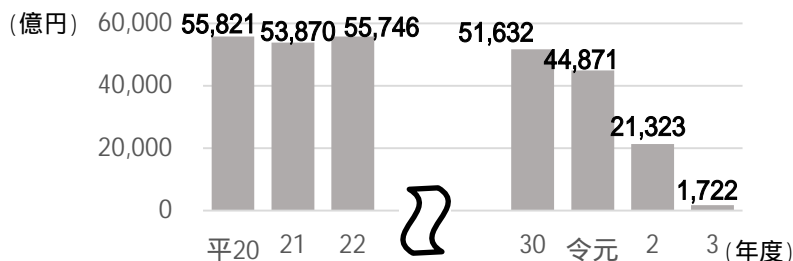
雇調金等の一部に一般会計から繰入れ
雇用保険二事業に積立金から借入れ可能

雇用安定資金の推移



積立金から借入額
R2年度：1兆797億円
R3年度：6,107億円

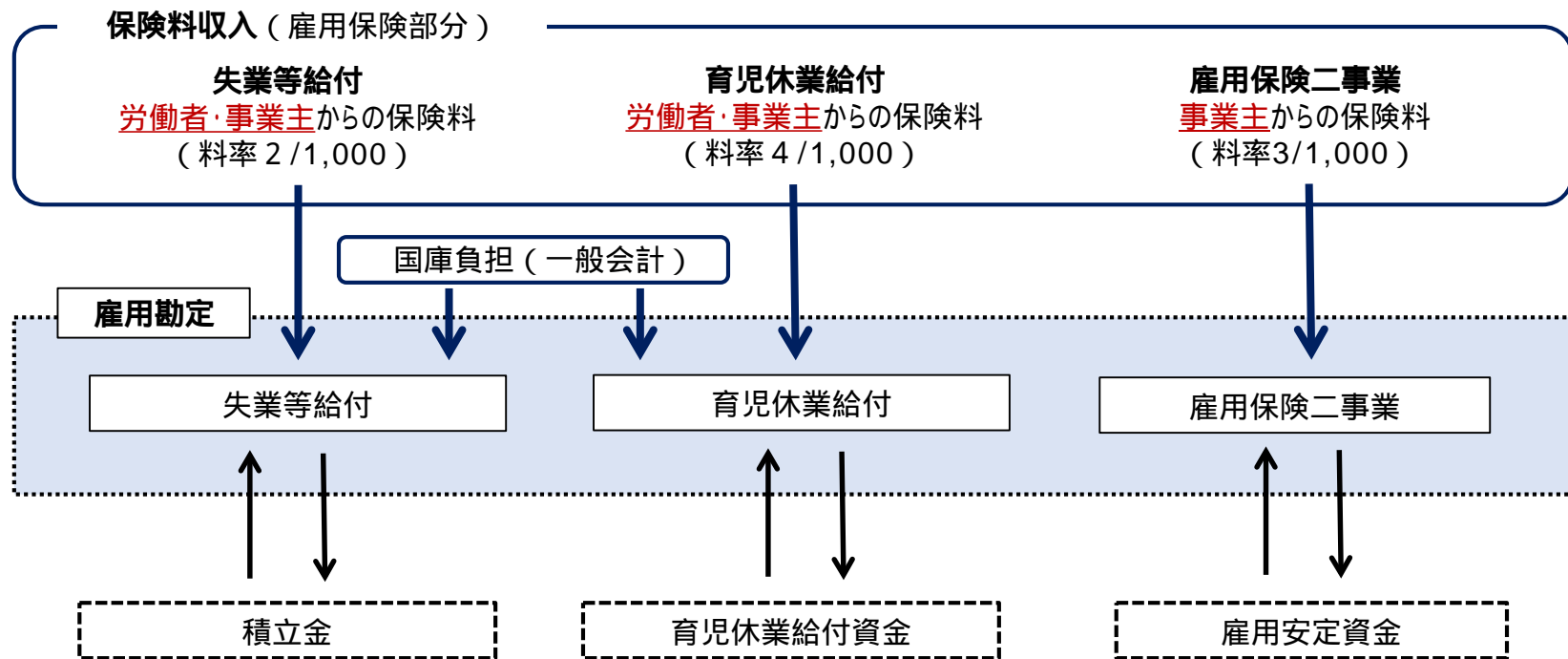
失業等給付積立金の推移



雇用保険制度の財政構造

保険料負担は、失業等給付・育児休業給付は労働者・事業主折半。雇用保険二事業は事業主のみ。

また、雇用保険の保険事故である失業等については、政府の経済政策、雇用政策と無縁ではなく、政府もその責任の一端を担うとの考え方から、国庫も失業等給付に要する費用の一部を負担している。（例：基本手当 給付額の1/4（本則））



注1 雇用情勢、雇用保険の財政状況等を勘案し、平成29年度～令和3年度の5年間、雇用保険料率と国庫負担を暫定的に引き下げている。

注2 雇用保険料率は、積立金、雇用安定資金の残高により変動し得る。

求職者支援制度の概要

○ 概要

求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講し、再就職や転職を目指す制度

雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、離職して収入がない者を主な対象としているが、収入が一定額以下の場合は、在職中に給付金を受給しながら、訓練を受講できる

支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練を受講できる

○ 職業訓練受講給付金の支給額

訓練受講手当	月10万円 訓練開始日から1か月ごとに区切った期間の日数が28日未満の場合、1日当たり3,580円
通所手当	訓練施設へ通所する場合の定期乗車券などの額（月上限42,500円）
寄宿手当	月10,700円 同居の配偶者、子および父母と別居して寄宿する場合などに支給

給付金を受給しても訓練期間中の生活費が不足する場合、給付金に上乗せして資金を融資する制度により支援

[求職者支援資金融資]

- ・貸付額：単身者月額5万円、扶養家族を有する者月額10万円×給付金の受講予定訓練月数
- ・利率：2%（うち信用保証料0.5%）・担保・保証人：不要